

2. 河川整備計画の目標に関する事項

2.1 計画対象区間及び計画対象期間

- 河川整備計画対象区間は、広島県知事管理区間とします。
- 河川整備計画対象期間は、概ね30年とします。

2.2 洪水、高潮による災害の発生の防止又は軽減に関する事項

災害の発生の防止又は軽減に関しては、昭和50年8月及び昭和51年9月の台風による家屋浸水被害が発生したことを受けて、昭和52年には河川局部改良事業として、樋門と排水機場の設置、河口部の護岸改修事業を実施しており、これらの河川管理施設等の機能確保に努めます。

また、大河原川に合流する排水路においては、平成30年7月洪水により内水被害が発生していることから、関係機関と連携した対策を実施します。

なお、想定される規模を超える洪水や高潮、津波が発生した際、その被害を最小限に抑えるため、関係機関や沿川住民と連携し、高齢者などの災害時要援護者にも配慮した情報伝達方法、警戒避難体制等の整備を図ります。

2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、関係機関と連携し、現況流況の維持に努めます。また、流水の正常な機能を維持するために必要な流量の設定に向けて、動植物の生息地又は生育地の状況、流水の清潔の保持などの観点から関係機関と連携し、引き続きデータの蓄積に努め今後さらに検討を行います。

2.4 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、治水・利水との調和を図りながら、貴重な動植物の生息・生育場となっている水環境の保全、魚類の移動に配慮した河川の縦断的連続性ならびに水際の連続性の確保など、河川、地域の特性に配慮した河川環境の整備を図ります。なお、外来種については、関係機関と連携して移入回避や必要に応じて駆除にも努めます。

また、河川空間の利用に関しては、関係機関や地域住民と連携して現状の水質を改善することで、地域住民や沿川の小中学校等の子供たちが、日常生活において、河川に親しみを感じながら河川空間を利用できるよう努めます。